

函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市補助金等交付規則（昭和62年規則第43号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき、函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等（以下「訓練促進給付金等」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(訓練促進給付金等の支給)

第2条 市長は、母子家庭の母または父子家庭の父の就職の際に有利であり、生活の安定に資する高等職業資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し、高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給する。

(給付金の種類)

第3条 給付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進給付金（母子および父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金および法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金（法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金および父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。）

(支給対象者)

第4条 訓練促進給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）および当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父（法第6条第1項または第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをい

う。)である者

- (2) 児童扶養手当受給者または同等の所得水準である者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
- (3) 就職を容易にするために必要な資格として市長が定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、養成機関において1年以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上）のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座）で、対象資格の取得が見込まれる者
- (4) 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる者
（対象資格）

第5条 訓練促進給付金等の支給の対象資格は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 保育士
- (4) 介護福祉士
- (5) 作業療法士
- (6) 理学療法士
- (7) 歯科衛生士
- (8) 美容師
- (9) 社会福祉士
- (10) 製菓衛生師
- (11) 調理師
- (12) 自動車整備士
- (13) 理容師
- (14) 栄養士
- (15) シスコシステムズ認定資格，LPIC認定資格
- (16) その他市長が認める資格
（支給期間等）

第6条 訓練促進給付金等の支給の対象となる期間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の支給期間は、支給対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。（平成21年6月5日の時点で修業していた、または平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した母子家庭の母については、修業する期間の全期間とする。また、平成30年度以前に修業を開始し（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者は除く。）、平成31年4月1日時点で修業中の者についても、支給期間を修業する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。）

イ 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を超えない範囲で支給するものとする。（令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日時点で修業中の者についても、通算48月を超えない範囲で支給して差し支えない。）

ウ 訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

エ 訓練促進給付金の支給を受けて養成機関に修業している者が休学したときは、その休学を始めた日の属する月の翌月（休学を始めた日が月の初日の場合は、その日の属する月）から、復学の日の属する月の前月（復学の日が月の末日である場合は、その日の属する月）までの間につき、訓練促進給付金を支給しないこととする。

オ 休学した者が復学した場合には、受給資格等の支給要件を確認のうえ、訓練促進給付金の支給を再開することができる。この場合において、休学により訓練促進給付金を支給しなかった期間は、同号アに定める「修業する期間」に含めないものとする。

（2） 修了支援給付金

修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が引き続き看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

（訓練促進給付金等の額）

第7条 訓練促進給付金等の額は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の支給額は次に掲げる支給対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 支給対象者および支給対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該支給対象者と生計を同じくする者を含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市の条例に定めるところにより当該市町村民税を免除された者および母子家庭等自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額100,000円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額140,000円。平成24年3月31日までに修行を開始した者は月額141,000円）

(イ) (ア)に掲げる者以外の者 月額70,500円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額110,500円）

イ 訓練促進給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

(2) 修了支援給付金

ア 修了支援給付金の支給額は、次に掲げる支給対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 支給対象者および支給対象者と同一の世帯に属するものが修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合

にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 50,000円

(イ) (ア)に掲げる者以外の者 25,000円

イ 修了支援給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

(訓練促進給付金等の支給申請)

第8条 訓練促進給付金等の支給を受けようとする者は、別記第1号様式「函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給申請書」に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、添付書類が公簿等により確認できる場合は、省略することができる。

(1) 訓練促進給付金

ア 支給対象者およびその扶養している児童の戸籍謄本または戸籍抄本(外国人である場合を除く。)

イ 支給対象者およびその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し

ウ 支給対象者の児童扶養手当証書の写し(ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)または前年(1月から7月までの間に申請する場合は前々年)の所得の額ならびに扶養親族等の有無および数ならびに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)が発行する証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(別記第2号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)および当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

エ 第7条第1号ア(ア)に掲げる者にあつては、支給対象者および支給対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第7条第1号ア(ア)に掲げる者に該当することを証明する書類

オ 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する者で当該書類の提出が困難な場合は、これに代わる書類)

(2) 修了支援給付金

ア 支給対象者およびその扶養している児童の戸籍謄本または戸籍抄本（修業開始日および修了日における状況を証明できるものに限る。）（外国人である場合を除く。）

イ 支給対象者およびその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

ウ 支給対象者の児童扶養手当証書の写し（ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）または前年（1月から7月までの間に申請する場合は前々年とする。）の所得の額ならびに扶養親族等の有無および数ならびに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての市町村長の発行する証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記第2号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）および当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）および修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）の状況を証明できるものに限る。）

エ 第7条第2号ア(ア)に掲げる者にあつては、支給対象者および支給対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第7条第2号ア(ア)に掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）

オ 養成機関の長が証明する修了証明書の写し

2 訓練促進給付金の申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。

3 修了支援給付金の申請は、修了日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

（支給決定の通知）

第9条 市長は、前条の規定により申請があつた場合において、その内容審査および

必要に応じて行う調査等により、支給決定したときは、別記第3号様式「函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書」により当該申請者に通知するものとする。

(修業期間中の在籍状況の確認等)

第10条 訓練促進給付金の支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、おおむね四半期ごとに養成機関の長が証明する在籍証明書または別記第4号様式「出席状況確認書」を市長に提出しなければならない。(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する者で該書類の提出が困難な場合は、これに代わる書類)また、必要と認める時に、養成機関の長が証明する単位取得証明書等の提出を求めることができる。

(支給要件喪失および変更の届出)

第11条 受給者は、第4条に規定する要件に該当しなくなったときは、その該当しなくなった日から14日以内に、別記第5号様式「函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届」を市長に提出しなければならない。

2 受給者は、受給者もしくは受給者と同一の世帯に属する者(当該受給者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくする者を含む。)に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき、世帯を構成する者(当該受給者の同項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくする者を含む。)に異動があったとき、受給者が休学または復学したときは、やむを得ない事由がある場合を除き、その異動があった日から14日以内に、別記第6号様式「函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金課税状況等変更届」を市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消および変更通知)

第12条 市長は、支給要件に該当しなくなったと認めるときは、その支給を取り消し、別記第7号様式「函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給決定取消通知書」により当該受給者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の届出があった場合において、支給額に変更が生じたときは、別記第8号様式「函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給額変更通知書」により当該受給者に通知するものとする。

(訓練促進給付金の実績報告)

第13条 訓練促進給付金の受給者が養成機関を終業したときは、終業日から1月以内

または翌年度の4月20日までのうち、いずれか早い日までに、別記第9号様式「函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給実績報告書」（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、添付書類が公簿等により確認できる場合は、省略することができる。

(1) 第8条第1項第1号のアからオまでに規定する書類

(2) 養成機関を卒業した者は養成機関の長が証明する修了証明書等

(3) 養成機関の長が証明する単位取得証明書等（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する者で当該書類の提出が困難な場合は、省略することができる。）

(4) 養成機関の長が証明する在籍証明書または出席状況確認書（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する者で当該書類の提出が困難な場合は、これに代わる書類）

（訓練促進給付金の額の確定）

第14条 市長は、前条により実績報告書の提出があったときは、給付金の額を確定し、別記第10号様式「函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金の額の確定通知書」により通知するものとする。

（訓練促進給付金等の返還）

第15条 市長は、偽りその他不正の手段により訓練促進給付金等の支給を受けたものがあるときは、支給額に相当する金額の全部をその者から返還させることができる。

（細則）

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月21日に施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前から養成機関において受講をしている者については、なお、従前の例によること。

附 則

1 この要綱は、平成21年2月4日から施行する。

2 平成19年度以前から養成機関において受講をしている者については、なお、従前の例によること。

附 則

この要綱は、平成21年6月22日から施行し、平成21年6月5日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月3日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月15日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月5日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 経過措置

(1) 令和3年7月以前分の訓練促進給付金の支給月額の設定に係る対象者および当該対象者と同一の世帯に属する者には、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第381号)による改正前の母子および父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)における寡婦等のみなし適用対象者(平成29年所得から令和元年所得において地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者および同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取扱をした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。)を含み、訓練促進給付金および修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者または当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であったときは、当該寡婦等のみなし適用対象者およびその者の子の戸籍謄本ならびに当該寡婦等のみなし適用対象者およびその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

(2) 令和3年7月分以前の訓練促進給付金および修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令による改正前の母子および父子並びに寡婦福祉法施行令において寡婦控除または寡夫控除のみ

なし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し，若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって，現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）および同項第12号中「妻と死別し，若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって，現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり，同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは，当該対象者の子の戸籍謄本および当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等，当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附 則

この要綱は，令和3年4月23日から施行し，第6条第1項イの規定は，令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は，令和4年4月1日から施行する。

函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

函 館 市 長 様

申請者 住 所

氏 名

{ 高等職業訓練促進給付金
高等職業訓練修了支援給付金 } の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

①氏名 個人番号	(フリガナ)	生年月日	年 月 日生 (歳)	
	(個人番号)			
②住 所	(〒 -)	電話 () -		
③過去の受給の有無	過去に、この給付金を受けたことが ある ・ ない			
④本給付金と同時に利用 する給付金・貸付金	ある ・ なし			
⑤養成機関および修業 内容について	養成機関名			電話 () -
	住所			
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	養成区分	昼間・夜間
	修業に係る 資格			
⑥給付申請額	金 円 (算出基礎: 円× 月分)			
⑦希望する 支払先金融機関	金融機関名:	口座の種類: 普通・当座・その他		
	支店名:	口座番号:		
	口座名義 (フリガナ)			
⑧児童扶養手当の受給 の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印			
私は、この給付金の支給申請にあたり必要とする事項の、公簿等の閲覧および各関係機関に対し調査・照会を行うことに同意いたします。 名前				
(備考)				

(注意)

- 1 該当項目については、○印で囲んでください。
- 2 この様式には、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 戸籍謄本または抄本および世帯全員の住民票の写し
 - (2) 児童扶養手当証書の写しまたは当該母子家庭の母または父子家庭の父の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額等についての市町村長の証明書（公簿にて確認できる場合は省略可）
 - (3) 受給者および同一世帯の者の市町村民税金額の記載のある証明書（公簿にて確認できる場合は省略可）
 - (4) 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

(裏面)

⑨申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について(住民票の世帯が別であっても、直系の血族または兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)

1氏名 個人番号	(フリガナ)	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)
	(個人番号)		
住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
2氏名 個人番号	(フリガナ)	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)
	(個人番号)		
住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
3氏名 個人番号	(フリガナ)	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)
	(個人番号)		
住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
4氏名 個人番号	(フリガナ)	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)
	(個人番号)		
住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
5氏名 個人番号	(フリガナ)	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)
	(個人番号)		
住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
(備考)			

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

函 館 市 長 様

住所

氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号			住所（別居の場合）		
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号			住所（別居の場合）		
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号			住所（別居の場合）		
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号			住所（別居の場合）		

【添付書類】

- ・ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・ この申立書は高等職業訓練促進給付金および高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・ 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）または都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていないまたは白色申告書の事業専従者でない

別記第3号様式（第9条関係）

函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書

函 子 子
年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあった函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等について、内容審査の結果、次のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 高等職業技能訓練促進給付金 円
(支給月額 円, 年 月分から 年 月分まで)
- 2 高等職業訓練修了支援給付金 円

別記第4号様式（第10条関係）

出席状況確認書

函 館 市 長 様

受講者氏名

生 年 月 日

課 程

上記の者に係る 年 月の出席状況は、以下のとおりでした。

受講日	受講科目	受講日	受講科目

年 月 日

養成機関名

養成機関の長の氏名

印

函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届

年 月 日

函 館 市 長 様

報告者 住 所

氏 名

次のとおり { 高等職業訓練促進給付金
高等職業訓練修了支援給付金 } を受ける資格がなくなりましたので届出します。

①氏 名	(フリガナ)	生年 月日	昭和・平成
			年 月 日生 (歳)
②住所・電話番号			
③受給資格がなくなった理由	イ 母子及び寡婦福祉法第6条第1項の配偶者のない母子でなくなったため ロ 母子及び寡婦福祉法第17条の配偶者のない父子家庭の父でなくなったため ハ 函館市内に住所を有しなくなったため ニ 養成機関への修業を取りやめたため ホ その他 ()		
④理由が発生した日	年 月 日		
(備考)			

(注意)

- 1 母子家庭の母または父子家庭の父でなくなったこと、市内に住所を有しなくなったこと、修業の取りやめ等により、支給要件に該当しなくなったときは、14日以内に、市長に届け出てください。

別記第6号様式（第11条関係）

函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給申請書課税状況等変更届

令和 年 月 日

函 館 市 長 様

受給者 住 所

氏 名

次のとおり { 高等職業訓練促進給付金
高等職業訓練修了支援給付金 } の受給資格に変更がありましたので届け出します。

①氏 名	(フリガナ)	生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)
②住 所	(〒 -)		電話 () -
③変更事由	該当する事由を○で囲んでください。 ア 本人または同一世帯員の課税状況 ・市町村民税が、課税から非課税に変更（支給額増額） ・市町村民税が、非課税から課税に変更（支給額減額） 課税額が変更した者の氏名 () イ 世帯構成員の変更 ・増員または減員した者の氏名 () ウ 就業の状況 ・休学することとなった ・復学することとなった エ その他 ()		
④事由が発生した日	年 月 日		

(注意)

- ③の変更事由アに該当する場合は、市町村民税のわかる所得の額等についての市町村長の証明書、変更事由ウに該当する場合は、届出理由の内容が確認できる証明書等を添付してください。
- この届け出は、やむを得ない事由がある場合を除き、14日以内に市長に届け出てください。

別記第7号様式（第12条関係）

函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給決定取消通知書

函 子 子
平成 年 月 日

様

函館市長 印

平成 年 月 日付け函子子をもって支給決定をした函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等について、その支給金の決定を次のとおり取り消すので通知します。

記

(取り消す理由)

(取り消す内容)

函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給額変更通知書

函 子 子
平成 年 月 日

様

函館市長 印

平成 年 月 日付けで変更申請のあった函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等について、内容審査の結果、次のとおり決定したので通知します。

記

1 高等職業訓練促進給付金

変更前 円
(支給月額 円, 平成 年 月分から平成 年 月分まで)

変更後 円
(支給月額 円, 平成 年 月分から平成 年 月分まで)

変更した理由

()

2 高等職業訓練修了支援給付金

変更前 円

変更後 円

変更した理由

()

函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給実績報告書

令和 年 月 日

函 館 市 長 様

報告者 住 所

氏 名

高等職業訓練促進給付金の支給を受け、次のとおり修業したので報告します。

①氏名	(フリガナ)	生年月日	昭和・平成					
			年 月 日 (歳)					
②住所	(〒 -)	電話 () -						
③養成機関および修業内容について	養成機関名							
	住所		電話 () -					
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	養成区分	昼間・夜間				
	修業に係る資格	看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・歯科衛生士・美容師・製菓衛生師・調理師・_____						
④給付申請額	金 円 (算出基礎: 円× 月分)							
⑤修業実績	年月	在学日数	年月	在学日数	年月	在学日数	年月	在学日数
	年 月	日	年 月	日	年 月	日	年 月	日
	年 月	日	年 月	日	年 月	日	年 月	日
	年 月	日	年 月	日	年 月	日	年 月	日
(備考)								

(注意)

1 この様式には、卒業証書等の終業を証明する書類および単位の取得を証明する書類、月別の出席日数を証明する書類を添付してください。

別記第 10 号様式（第 14 条関係）

函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金の額の確定通知書

函 子 子
平成 年 月 日

様

函館市長 印

平成 年 月 日付けで支給実績報告書の提出があり、平成 年 月 日付け函子子で支給決定の通知をした函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金については、次のとおり給付金の額を確定したので通知します。

記

- 1 高等職業訓練促進給付金の額 円
- 2 支給対象月 平成 年 月分から平成 年 月分まで